

天童市犯罪被害者等支援条例（素案）に対する意見の検討結果

1 意見提出期間

令和5年12月13日（水）から令和6年1月9日（火）まで

2 提出された意見の件数及び提出者数

- (1) 1件
- (2) 1人

3 提出された意見の概要及び当該意見に対する市の考え方

No.	頁	計画等の項目	提出された意見の概要	市の考え方
1	天童市 犯罪被害者等支援条例（素案）について 【解説】 3項、 4項	第4条 （市の責務） 第5条 （市民等の責務） 第6条 （事業者の責務）	<p>山形県及びやまがた被害者支援センターが主催となって「犯罪被害者支援県民のつどい」を毎年開催しています。本条例において、市民全員に犯罪被害者等支援のための責務が課されることから、その自覚を有し、求められている支援内容を学ぶ場が必要と考えられます。</p> <p>本市においても、例えば安全・安心なまちづくり市民大会のような、市独自の市民の集いなどを毎年開催してはいかがですか。開催の際には、犯罪被害者御本人またはその家族等による基調講演を望みます。</p> <p>また、市内小中学校において「いのちの大切さを学ぶ教室」や「薬物乱用防止教室」が開催されていますが、このような場に児童生徒の保護者や地域の大人も参加</p>	<p>本市としましては、御意見にもありました県等が主催する「犯罪被害者支援県民のつどい」を活用して、本条例に対する市民や事業者の皆様の理解を深めたいと考えています。市報や市ホームページ、市立公民館の館報等による広報を積極的に行い、より多くの方に参加いただけるよう努めてまいります。</p> <p>また、御意見をいただいた小中学校における啓発活動については、今後、効果的な取組みを進めていくうえでの参考とさせていただきます。</p>

			して共に学ぶ機会を設けて はどうでしょうか。	
--	--	--	---------------------------	--

4 策定等案を修正した内容  
修正なし

<問合せ先>

天童市健康福祉部社会福祉課調整係

〒994-8510 山形県天童市老野森一丁目1番1号

TEL : 023-654-1111 (内線 762)

FAX : 023-654-2482

E-mail : [kourei@city.tendo.yamagata.jp](mailto:kourei@city.tendo.yamagata.jp)